

平成29年6月16日（金曜日）

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

平成29年6月16日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

| | | |
|------|--------|--------|
| 委員長 | 高橋兼次君 | |
| 副委員長 | 今野雄紀君 | |
| 委員 | 後藤伸太郎君 | 佐藤正明君 |
| | 及川幸子君 | 小野寺久幸君 |
| | 村岡賢一君 | 佐藤宣明君 |
| | 阿部建君 | 山内昇一君 |
| | 菅原辰雄君 | 西條栄福君 |
| | 後藤清喜君 | 三浦清人君 |
| | 山内孝樹君 | |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | |
|------------|-------|
| 町長 | 佐藤仁君 |
| 副町長 | 最知明広君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 三浦清隆君 |
| 総務課長 | 高橋一清君 |
| 企画課長 | 阿部俊光君 |
| 震災復興企画調整監 | 檀浦現利君 |
| 建設課長 | 三浦孝君 |
| 建設課特別対策係長 | 畠山貴博君 |

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

総務係 長
兼 議事調査係 長

小野 寛和

午後2時16分 開会

○委員長（高橋兼次君） ただいまより町営住宅使用料等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であり、定足数に達しておりますので、これより町営住宅使用料等調査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には連日ご苦労さまでございます。このたびの特別委員会設置に当たりまして委員長を仰せつかり大変恐縮しているところでございますが、委員の皆様、そして執行部の皆様のご協力をいただきながら、設置の趣旨に基づき進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の特別委員会は、5月30日開催の全員協議会において、町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案について一度報告を受けているところでございますが、議会において新たに特別委員会が設置されたこと、全員協議会の報告内容を再確認したいことから、開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに担当課長などから説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

直ちに会議に入ります。

町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についてを議題といたします。

担当課長等による説明を求めます。震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） それでは、私のほうから公営住宅に係る未請求事案等に関しご報告をさせていただきます。

改めまして、このような事態に至ったこと、おわびを申し上げます。

それでは、今般の調査報告について報告をさせていただきます。資料のほうをごらんいただければと思います。

まず、今般、事案が発覚したのは、平成29年4月、今年度に入りましてこのような未請求事案が発覚したところでございます。それを受けまして平成29年4月から調査チームを発足し、5月末まで調査を行ってまいりました。その調査結果についてご報告をいたします。重ねての

ご報告になりますが、ご了承いただければと思います。

平成29年3月までにご入居いただいた世帯502世帯に対し、調査を行ってまいりました。

まずもって1番目として未請求事案としましては、64世帯の方に対し28年度末まで請求を行っていなかったということを確認させていただきました。

続いて、2番目の賃貸借契約に係る手続に関する件でございますが、入居に関しさまざまな手続を踏まえてご入居いただくように、条例規則において定められているところでございますが、その内容について手続の不備が発覚をいたしました。判明した内容としまして、記載のとおり、入居予定者決定通知書の不備317件、入居請書の不備236件、入居許可書の不備386件、それぞれ確認をさせていただきました。

続きまして、家賃算定における手続に関する件としまして、1つ目としては、家賃算定に必要な利便性係数並びに近傍同種家賃について、震災以降告示を行っていないということを確認をいたしました。また、収入を算定するにおいて収入算定に誤りが確認をされております。2ページ目でございますが、3つ目としましては、入居時の収入算定のみならず、毎年度収入認定をしていくこととなりますが、その入居の翌年度分以降について算定をしていなかったという事案も確認をされました。

4つ目としまして、駐車場の使用に係る手続に関する件としまして、住居と同様に手続の不備が記載のとおり確認をされております。

以上を調査結果についてということでご報告をさせていただきます。

資料3ページ目につきましては、公営住宅の家賃算定の考え方を記載をしております。

先ほど申し上げました利便性係数でございますが、ご入居いただいている方にご負担いただく家賃を算定する際に当たりまして、算定基礎額、こちらが収入に基づいて決定されますが、こちらにさまざまな係数を掛けた上で、乗じた上で算出された額が家賃ということになりますけれども、事業主体である町が決定すべき利便性係数、こちらのほうが町のほうで決定をしていなかったということでございます。また、家賃の上限額、また収入が一定を超えている方については近傍同種家賃という額をもって上限額を設定することになりますが、こちらについても告示行為をしていなかったということでございます。その他、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数につきましては、国交省の通知等で定められておりますので、こちらは町のほうで決定する行為ではございません。

4ページ目には、利便性係数の考え方、近傍同種家賃の考え方を記載をしております。

5ページ目には、先ほど申し上げました収入認定をする際にどのような形で収入認定してい

くのかと、その結果を政令月収とっておりますが、そちらの考え方を記載しております。記載のとおり、いとろと分けておりますが、いのほうが世帯員の方の収入状況、ろのほうが人的控除ということで、同居親族の方がいらっしゃるのか、障害者控除をすべきなのか、寡婦（寡夫）控除を適用すべきなのかといった人的控除を考慮するという事になっております。この過程の中で一部算定の誤りが見受けられたということが調査結果でございます。

6ページ目でございますが、こちらは全員協議会ではお配りをしておりませんでした、改めて先ほども申しあげました入居に係る手続、こちらについて口頭ではなくフローとして整理をさせていただきましたので、あわせてご提出をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 特別委員会が設置されて説明を今お聞きいたしました、前回の全員協議会の説明と資料も一緒ですし、内容としても一緒なのかなと思いましたが、前回聞けなかったところをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

改めて前回聞いたことを繰り返してもしょうがないかなと思いますので、そのような形にさせていただきますが、私のほうからは家賃の算定における手続に関する件というところをお伺いしますが、利便性係数並びに近傍同種家賃、家賃を決定するに当たって必要な数値が告示されていなかったということは、当然、現在入居されている方皆さんに今後影響がある可能性があるということだと思っておりますけれども、それでよろしいのかということが1点と、前回具体的な数字をお伺いしませんでしたので、今お住まいの皆さんの利便性係数並びに近傍同種家賃ということは具体的にどの数字を使っているのかということをお伺いするのが2点目。それから、収入、いわゆる政令月収ですね、収入を算定する過程において一部算定誤りがあったということですが、その算定の誤りの大きさといいますか、軽微なもの、ないしは金額が大きく変わらないのであれば家賃としては変わらないのかなと思っておりますが、家賃の段階が変わってしまうほど大きな算定ミスがあったのかどうか、現在確認されているかどうかお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3点でございます。

告示をしなかったことの影響ですが、基本的に額が変わらなくても全ての方に適用されますので、金額にかかわらず影響があるということによろしいかと思っております。

それから、利便性係数と近傍同種家賃のどれを使用しているかということでございますけれ

ども、一つ利便性係数の考え方が、施設の係数とそれから土地の係数、施設については皆さん同じ整備水準でしていますので、そこでは差がつかないということ、これは多分1.0でこれは変わらないと。問題は土地の立地係数でございます。町内でもそれぞれ宅地価格の評価額が違いますので、当然それと家賃がリンクする必要があるということなので、本来はそこで団地ごとに係数が違うはずでございますが、全てにおいて1.0としているという内容でございます。

それから、控除すべきものということですが、委員おっしゃるように、場合によっては1ランク上がる、または1ランク下がるというケースが考えられます。これは個別にそれぞれ状況が違うので一概にどうとは言えないんですが、もしそういう算定誤りがあった方についてはランクが変わる可能性は十分あります。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 お伺いしたいことを全て明確にお答えいただきました。

じゃああと今後どうするのということになるんだと思いますが、前回30日にお話を全員協議会でお伺いしてから2週間たちましたが、進展しているところがあればお知らせいただきたいというふうに思いますのと、私のほうから改めて言うことでもないのかもわかりませんが、やはり今現在入居されている皆様になるべく影響が出ないような、お手を煩わせないようなやり方をぜひすべきだと思いますが、その点に関してはいかがですか。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 前回の全員協議会から以降の取り組みとして進んだ部分について申し上げます。第1には、ご迷惑をおかけしているそれぞれの、ここで申しますと64世帯ということで、この未収のございました家庭をそれぞれ訪問いたしまして、まず町としての失念についての事情を申し上げ、おわびを申し上げさせていただいたところでございます。それから、建設課の中に設置するということが計画立てをしておりました特別対策係につきましても、5名体制で設置をいたしまして、現在その先の業務について鋭意努力をしているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって家賃に影響がある利便性係数の考え方、いろんな算定式がありますので、実際に団地の近傍にある宅地の評価額をそれぞれ算出をいたしまして、それで、4種類ほどの計算方法の中でどれがうちの町に適切であるかということは今検討しているという状況でございまして、それにあわせて、近傍同種住宅の家賃について、その算定方法も法令どおり間違いなくやっているかどうか改めてチェックをしているという状況でござい

す。

それから、2番目としまして、家賃が変更になる可能性があるということを先ほど申し上げましたけれども、当然それにつきましては、当事者以外、全ての方に家賃がこの部分のは不手際があったので変更になりますというお知らせなり説明会はしなければならぬというふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 5月30日の全員協議会で今説明を受けたような全く同じ説明で、何か別なことも説明があるのかなと思ってきょう期待をしていたんですが。といいますのは、当日、全員協議会が終わって、夕方、NHKを見ていたんですが、その放送の中で私どもにお話しされた内容とは違う放送の内容があったと。え、何だろうなと思って、次の日、河北新報の朝刊を見ました。そうしたらNHKさんと全く同じような内容の記事なんです。きょう切り抜きを持ってきたんですけれども。「災害公営住宅全世帯で家賃誤算定 南三陸町8割で契約不備も」という見出しで載っておったんです。何だ、私どもの全員協議会に説明そんなのなかったなということで、これはちょっとまずいなということで特別委員会設置という形になったんですけれども、これはどうなんでしょう。この記事の内容と実際のところね。そこをちょっと、どっちが正しいというか。64世帯に未請求云々ということだけで、あとは一部の算定誤りが確認された。一部じゃないんだね、これ、全世帯で家賃の誤算定となっているんですよ、記事では。新聞の報道はね。それで精査した後に返還などの措置をとる方針だということなんです。これは誤算定でしょうからね。実際のところどうなんでしょう。全世帯が誤算定なの、どうなの。

それからもう一つ、前回の協議会のときに関係機関と協議をすると。顧問弁護士かどうかわかりませんが、いろいろと相談をして対応策を考えるというようなお話でしたけれども、その目的は何なんですか。法的に専門家と、関係機関と、弁護士と相談をするということなんです。その目的は何のために相談なんですか。

こういった災害公営の家賃徴収ということになれば条例で定まっているわけですよ、条例で。それは条例違反という形にならないのかどうか。そのためにも弁護士さんと相談しているんでしょうけれども、その相談した結果どうなんですか、今の段階で。そこが町民の方々知りたいところだと思うんですよ。それからまた、関係、入居されている方々もどうなんだろうという思いでいるかと思うんですけれども、その辺のところ。正直に語っているんだろうけれども、私たちは、皆さんから話されたのと報道がされたのがまた違っているものですから、どっちが正しいんだろうなという思いでね。その辺のところ。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） それでは、3点ご質問いただいたかと思いますが、1点ずつお答えをさせていただきます。

まず報道機関の報道内容についてでございますが、委員おっしゃるとおり、昨日の全員協議会の後、夕刻に記者会見においてこの件についてご報告をさせていただきました。その際に使った資料、報告内容は全て同一でございます。記事の中にあります8割で契約不備というところでございますが、当方から8割だという、8割という数字を言ったことはないです。恐らく、今回提出させていただいている資料の1ページ目に2ポツのところに記載していますが、一連の手続が全て完結しているもの99件というご報告をさせていただいております。全世帯が502世帯の調査対象ということですので、その2割が全て完結していたとすれば、8割で不備があったんだというところで報道機関のほうで報道されたんだろうと思います。我々のほうから8割がどうのこうのという数字を申し上げたことは一切ございません。

それと、関係機関と協議を進めている（「全体に影響を及ぼすか」の声あり）失礼しました。全入居者に影響が及ぶとの報道内容でございますが、こちら、資料の1ページ目の3ポツにありますが、先ほど来申し上げている利便性係数、こちらの係数が変更になれば、全世帯の方、既に当方から家賃を請求させていただいている方々も、すべからくその家賃算定に係る係数が変わるわけですので影響が出るということでございますので、そのことをもって全世帯に影響が出るというふうに報道をされているというふうに認識をしております。

それと、関係機関との協議の目的でございますが、3番目の条例違反ではないかというところと絡んでくるんですけれども、委員おっしゃるとおり、当然条例並びに条例規則に手続が記載されておりますので、そのことをもって申し上げれば当然それに違反していたということは間違いはないかなと思います。ですので、過去手続に不備があったものを当時に戻ってやるというのは実際的にはできないので、今後の対応として、このような手続不備が、瑕疵があったものについてどのような形でそれを補完していくのか、補っていくのかと。それが法令上無理のない、無理のないと言うとあれですけれども、少しでも適切なやり方がないかというところを、我々法令解釈のプロではない人間が考えるのではなくて、法律の専門家である弁護士の先生方や公営住宅法、法律の所管をされている国交省さん、こういった方々と協議をさせていただいているというところで、少しでも影響が少なくなるようにというお話、先ほど前委員もありましたけれども、入居者の方にこれ以上ご迷惑をかける手続にならないように、一度きれいに考え方を整理した上で今後の対応を決定する必要があるというふうにご考えまして、関係機関

との協議ということでさせていただいております。

先日の全員協議会後も弁護士の先生や国交省等協議をさせていただいておりますが、弁護士の先生からは、少しでもいいやり方がないかという知恵をいろいろと考えていただいているところですが、まだ確たる方法が確立はされておられません。国交省においてもまだ、こちらのほうからご提案しているものはありますが、このようなやり方でいかがだろうか。ですが、国交省も組織が地方整備局から本省までありますので、その過程で今協議をしているというところで、我々も先方の判断待ちという状況でございますので、そういう状況であるというところをご報告をさせていただきます。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 報道でありますからいろんな表現の仕方、報道の仕方もあるでしょう。ただ、私ども、一般の町民がこれを見ると、何だ、全部が誤りがあったんじゃないかとか8割の契約の不備もあるんだなど。見出しですから、これ、大きくね、そう思うんですよね。それはそれでいいでしょう。

問題は今後のやっぱり法的なことですよ。法的なこと。この際、弁護士さん、それから関係機関との協議も大事なんですよけれども、やっぱり悪いのはこっちなんだね。だから仕方ないんだ、これは、起きてしまったことだから。今、もとに戻すというわけにはいかない。やっぱりやり直しというか、一からやっぱりやるべきでないかなと思いますよ。メンツとかなんとかというのは関係ないんだな。（「もうないから」の声あり）もうないからというか、本当に悪いのはこっちだから、ね。だから、どうすれば、何ぼでも我々がやったものが正当化されるんじゃないかみたいなことではなく、悪いのは悪いとしてやっぱりさらっとして、それからやり直しという方法がね。そうでないと時間ばかりかかってわかんない、解決するまで。だって、皆さんが願う弁護士も専門でしょうけれども、国交省も同じ弁護士と相談すると思うんですね。同じというか仕事と同じ弁護士と相談すると思うので、弁護士によってもさまざまありますけれども、そうなる時間ばかりかかるので。一番迷惑がかかっている住民の方々にまた迷惑かからないようにですね、やはり一番考えなければならないのは。その辺だと思うので、町長、いかがでしょうかね。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦委員のおっしゃるとおりでございますが、前の全員協議会でもお話をさせていただきましたが、新しい係をつくってそこで5人の職員を配置をさせていただいて、そのときにお話ししたのは、とにかくゼロから、全部一からやり直して、結果が出た後に

またこういう問題もあるということだけは絶対出さないようにしろということの厳命はしてございますので、なかなか皆さんにご報告が行かないのは、今お話ししましたように本当に今一から全部見直しをしてやっているということですので、皆さん方に途中経過といたしましても明確になかなかお話しできないというのはそういう事情がございますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 それから、協議会のときもお話して、まずもって悪いのはこちらだから、まずもっておわびに行くべきだというお話をさせてもらったら、副町長が早速足を運んでおわびをしたということですが、これはやっぱり言われる前にね、言われてやるんじゃなく、誰が考えたってそういうことなんですからね。小学校、中学校の子供たちじゃないんだから、やはり悪いことは悪いということを早く認めて、そしておわびをするというのがやっぱり一番の大事なことでないかないつも思っているんで、今後こういう、あとはないかと思いきやけれども、そういった非があった場合には素直におわびをすることによって理解を得られると、町民の方々からね。それで次のまた対応もやりやすくなるわけですから、その辺のところをよく考えてやっていただきたいとします。終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。私のほうからでは、5月30日から計算しますときょうで16日ですから2週間以上はたったわけですがけれども、その間に判明した内容、当時もこれは判明していたかと思うんですがけれども、入居予定者の決定通知書の不備317件、それから入居許可書の不備386、入居請書の不備236件と、こういうふうにあります。ここの規則にも、条例第9条第2項の規定による入居の許可及び入居可能日の通知は町営住宅入居許可書により行うものとするところがございます。そうした場合、今まで納入、決定通知の請求やっていた方も大分あると思うんですがけれども、それがこの決定通知書を出さない以前にもう行っているわけですね。そうした場合、それが有効なのか無効なのか、弁護士さんが入っているようなんですがけれども、その辺も相談してあるのか。そしてまた、それが有効とみなされた場合、この決定通知書とこれらのものを、許可書なるものをいつの時点の日付で入居者の人に発送するのか、そういうことの期日も大事だと思われまますがけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） それでは、納入通知は有効なのかというところでございますが、先ほど来申し上げている関係機関との協議というのは、まさにそういう有効な部分、

無効なところないかと、有効として取り扱えるかというようところが主眼となって協議をしているところですので、今現在まだ協議中だと先ほども申し上げておりますが、今現在ではそこは明確にお答えできる状況にはございません。ただ、それを無効だとなってしまうと、入居者の方に与える影響というのが実はいろいろと出てまいりますので、そうならないように今現在関係機関と協議をしているということをご理解いただければと思います。

同じように日付についても、現にお住まいになられている方については我々のほうから鍵をお渡しし、入居いただいているわけですので、その入居が無効だということにならないようにまさに関係機関と協議をしているところですので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、弁護士さんと相談した内容によって、無効か有効かによって、請求を出していた金額にも精査が必要な場合も出てくるというわけですね。そういう認識でいいと思っていますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） 金額については先ほど来申し上げている家賃の算定のところに影響する事柄ですので、有効無効ということではなく、家賃が正しい計算だったのか、正しく計算したら幾らの差が出るのかというところになりますので、金額というのはそういったところになるのかなと思います。今のお話、有効だということうは、そもそも家賃をいただくいただかないというその有効無効というところがございますので、金額が正しい正しくないということではございませんので、ご理解ください。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 その金額という、無効有効というのは、私も、入った日付、入居した日付によって日割りになったりいろいろ出てくるかと思うんです。そういうことで変わってくるのではなく、決定通知によって変わってくるんでないかなという認識、私のほうの認識でございます。

それと……、これ協議会ですから3問というわけではないですよ、委員長。

○委員長（高橋兼次君） 特別委員会ですから3回です。

○及川幸子委員 それで、先ほど住民への副町長のおわびということに対しては私も評価したいと思います。一番困るのはやはり町民だと、入居者の町民だと思いますので、町民に納得のいくような、不利にならないような考え方で進めていただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 私のおわびというふうな話だったので若干詳細に説明させていただきますが、課長等の管理職をお願いをして8班に分けて、管理職みずからがそういう未請求のお宅をお邪魔をしておわびを申し上げたというようなことでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） 委員おっしゃるとおり、入居した日からの日割り計算で入居した月の家賃は当然ながら決定されます。委員お見込みのとおりまさにそこが問題でして、それを証明できる手段を、今、弁護士の先生や関係機関とまさにそこを補完できる手法を協議しているということですので、ご理解いただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、今回いただいた資料の6ページなんですけれども、これをもとに一応確認のほうをお願いしたいと思います。④入居許可書とあるんですけれども、それによって鍵の引き渡しになるという、こういうフローになっているみたいなんですけれども、今回入居者の人に入居許可書が渡っているのかどうか、そのところの確認をお願いしたいと思います。

そしてあと、その前段階にさかのぼって申込者に確認と。これは両方、申し込み用紙と請書等の確認なんですけれども、これはどのようになっていたのか。口頭とか電話とかでの確認だったのか、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） 入居許可書は渡していたのかというところにつきましては、資料1ページ目でご報告しておりますが、入居許可書の不備386件とご報告をまずさせていただきました。これがフロー図でいうところの委員先ほどおっしゃられた④のところでございます。これについて、書類が、通知書が間違いなくご本人様の手元に渡っていると確認できなかったものが386件ですので、現時点で当方で残っている書類を確認すると渡っていないと思われるということでございます。なので、それを含めて今現在対応を検討しているということをご理解ください。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 6ページ目のフローの見方なんですけれども、1番、入居の申し込みを

いただきます。当然、建設課のほうで申込書を受理をするという作業になります。その後に書類の審査をするわけですが、その審査の中で書類に不備等があるかないかということで2つのコースに分かれるという見方になります。なければそのまま下に落ちまして、入居予定者が決定をされると。もし万が一書類に不備等があれば、当然申込者に確認をさせていただきます。それで補正等をさせていただいて、それが適切であればやはり入居予定者の決定ということになりまして、左側の②の決定通知書が申込者ご本人に送付されるという状況です。

それから、その下の入居請書についても同じく、入居請書を本来であれば部屋番号、月の家賃、それから入居者、それから連帯保証人さんの記名押印をしたものを提出をしていただくわけでございます。その際に、連帯保証人さんの住民票であったり所得証明書であったり印鑑証明書などの書類が当然添付をされるわけですが、それらがまさしく整備されているかどうかまた審査をさせていただきます。それで問題なければ入居決定と。もし不備等が、書類に不足等があれば、また申込者の方にご確認をさせていただいて、それぞれ補正をさせていただくと。それで問題なければ入居決定で④の入居許可書が発行されるという流れでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今、調整監の答弁ですと、386件許可書が渡っていないというそういう解釈でいいのかどうか。そうすると、今建設課長より説明あった申込決定通知書と請書等も渡っているのか渡っていないのか、もう一度だけ確認させていただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） 調査の過程におきまして、6ページのフローでいきますと入居者の方からの申し込みについては書類が整っているということを確認をしました。ですので、入居者の方については瑕疵がなく、我々行政側の瑕疵があったというふうにご報告をさせていただいたところです。

入居許可書が渡っていたのかいなかったのかというところでございますが、まさにそこが確認ができないということですので。要は、それをご本人様に渡した、もしくは郵送で送ったという確認をする作業が我々の文書取扱規則であるんですけれども、その行為をしていなかったんですね。なので、後から見た人間は、それが本当に渡ったのかどうか後から見た人間が確認ができないということです。これを確認するには全ての入居者の方に確認して回るしかないんですけれども、その手続をするよりも少しでも正しいやり方に戻すためにどのようなやり方がいいかというところを今検討しているというところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 大体わかりました。そこで最後にお聞きしたいのは、駐車場のほうの手続もこれと準じているのか、もうちょっと簡易なのか。そして、このことを解決していく上では両方同時に解決なのか、できれば早いほうから、といっても契約のほうがもとでしょうから、同時になるのかどうか、そこだけ伺って。あともう一点、最後、鍵の引き渡しの際の状況というのはどうだったのか、そここのところだけ。普通だと許可書か何かで渡すというのが私たち一般からするとあれなんですけれども、鍵が渡されたという、その状況だけでも伺えれば伺いたいと思います。それで終わります。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） まず駐車場の件でございますが、資料の2ページ目ごろんいただけると、駐車場、判明した内容というふうに書いています。ここに使用予定者決定通知、使用請書、使用決定通知というふうに記載しておりますが、見比べていただくとそこが使用なのか入居なのかという違いでございます、基本的には手続は同様だというふうにお考えいただければと思います。違うのは、駐車場については条例においてその使用料金が既に決まっておりますので、収入認定とかそういった行為が必要ないということでございます、使用する許可を受けるまでの手続については同様でございます。ということではないんですか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 委員おっしゃるとおり、このフローからいくと4番目の入居許可書を発行しないと、それと引きかえではございませんけれども、鍵はお渡しできないというのはこれは原則でございます。しかしながらなんですが、お互いふなれな点もございまして、いずれ入居許可書を出すには一定の時間が必要だという状況でございます。決裁をいただいて、それから町長の公印をついてという時間が必要なんです、なかなかその時間がですね、入居者の皆様と意思疎通がうまくいっていなかったという点がございまして。入居者の皆様はいち早く入居したいと、しかしながらこちらの事務が追いついていないと。しかし、実は引っ越し業者はもう予約をして、あすあす引っ越しをしなければならないという状況があったようでございます。全てがそうではないんですが、そうすると、やむを得ず入居者の皆さんからの書類が整っていればその時点で鍵を渡したという状況があるというふう聞いております。ただ、個別それぞれ多分ご事情が違うので一概にそれが全てとは言えないんですけれども、一つの例とすればそういう状況があったということでご理解をいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 資料の2ページの一番最後なんですけれども、今後の調査によりというよう

なことがありますけれども、まだ変わる可能性というはあるのでしょうか。それから、まだいろいろ検討中で決まっていない状況ですので、まだ言うのは早いのかなとは思いますが、今回の発生の根本の原因と、それから責任がどこにあってどのような責任のとり方を考えているかお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） まず、資料2ページ目の下に米印で今後変更が生じる場合があると書いておりますが、済みません、これは件数が確定していないということでこのような記載をしております。今現在はこの不備の件数を1から数え直すという作業は正直後回しにしておりまして、今後入居者の方にいち早く正しく手続をするという今後の対策を優先しますので、件数のめくり直しというか、数の数え直しというのは、最後の調査報告の中では確定値ということになるでしょうが、そのような形で考えておりましたのでこの表記をつけておりますので、ご理解ください。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 原因ということでございますけれども、いろんな原因はあるんですが、一言で言えば住宅制度に対する習熟度が余り高くなかったという一言に尽きるのかなというふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 最終的な責任のあり方ということですが、いずれこれ全容がきちっと確定しないことには何とも処理の仕方がまだ決まりませんので、それらを全て最終的な段階でご報告をしっかりとさせていただくということです。いずれにしても行政の不手際でございますので、これは町の責任において全て解決していかなければならないというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 済みません、再三。最後に1点だけ伺いたいですけれども、私先ほど確認した状態で、またこのフローチャートからお聞きしたいんですけれども、行政的な手続はいろいろ通知書とか請書とかあるんでしょうけれども、現段階で入居申込書を出した人たちが住んでいるわけですので、法的な何かといった場合に、この申込書をもって入居決定許可書にかわるような、かわるといって、そういったことが認められれば解決方法としては私簡単なんじゃないかと思うんですけれども。素人考えながら、このフローチャート見て一番……、住んでなければこれは難しいんでしょうけれども、途中不備があつてということなので、許可書も先ほど

質問したとおり渡っていなかったということなので、そういったことも今後の解決方法として、乱暴な話のような気がしますけれども、できるのかどうか、そこだけ伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） まずもって、賃貸借契約において一方の意思表示だけで賃貸借契約が成立するというのは法的にはあり得ないかと思います。貸し側、借り側、双方の意思が合意したことをもって賃貸借契約が成立するというにしかあり得ないかと思うので、申込書だけをもって契約が成立するというのはあり得ないかと思います。どちらかといいますと、鍵の引き渡し、これが、申し込みいただいて町が鍵を渡しているということですので、双方の合意があったのではないかなというふうに我々も考えたんですけども、手続きが、先ほど来委員のほうからも、前委員からもご指摘ありましたが、条例規則で手続きが定められているという、この民法では適用されない特別法という世界ですので、その中でどのような解釈が適用できるか、それが少しでも入居者の方に手間を煩わせない方法になり得るのかというのをまさに今協議しているということをご理解いただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、以上で町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についての質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

そのほか、委員の皆さんから特別委員会についてご意見があれば伺います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 次回の開催なんですけれども、委員長、副委員長と協議をしてね。それは協議をするということは、この調査の状況を踏まえながらということだと思っただけです。それは大体いつごろぐらいが、先ほど調整監のお話だと国の縦割りで判こをもらうまでかなりの時間がかかるというような話なので、大体何日ぐらい判こをもらうのかにかかると。我々地方なもので国のほうよくわかりませんがね。その辺のところは次回の開催日に当たるのかなと。大体でいいですからめんどです。次回。大体八、九割ぐらい調査が終わったという時期です。

○委員長（高橋兼次君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） 我々としまでも、入居者の方にご迷惑をかけているということで急いでご判断いただきたいということで、足を運んでご説明させていただいたりしておりますが、なかなか関係する機関もあって一概にここで申し上げることは難しいんですが、数カ月かなとは思いますが。来週というわけにはいかないかなと思っております。（「選挙後」「前だ、前」の声あり）その前には何とか鋭意努力させていただきます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか、そういう内容で。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） なければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

よって、以上で町営住宅使用料等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時08分 閉会